

反障害通信

23. 7. 18

134号

「市民運動」の中の障害問題

——「吃音者」—「言語障害者」の立場から——

わたしは30も半ばにして、やっと「障害者」の立場に立ちえて、「障害者」運動を始めたいのですが、最近、いろいろ障害差別的なことに接する中で、それにきちんと対応し切れていない現実があり、そのことをどうしていこうかというところで、この文を書こうとしています。

わたしの原点としての「障害者」の立場

わたしの運動の始まりは教育学園闘争で、そこから総体的社会変革自体の必要性をとらえ返し、総体的社会変革運動に取り組んでいきましたが、自らの核となる原点の障害問題で、出発点的な処を押さえていず、挫折しました。そこで、わたしの運動の再出発を、自らの「障害者」当事者の「吃音者」の団体に参加し、そこで活動することから始めました。そこでは、何も語らなくても体験の共有化から共振し合える関係がありました。感性豊かなひとが、その共振で出会えて良かったと涙される関係もありました。しかし、その団体には、「障害者運動」的に開いていくことを見出し得ず、「障害者運動」総体の活動に参入する中から、その運動の波及から「吃音者」運動に返していこうとその団体を飛び出して活動を始めました。

わたしはまず近いところで「障害者」運動に当事者として関わろうとしたのですが、そのことが巧く行かないこともあって（註1）そこから更に、反差別というところからいろんな運動に関わってきました。別の言い方をすると障害ということ幅広くとらえた運動になっていったということです。

「市民運動」の中の障害問題

そういうなかで、「市民運動」と「障害者運動」との対立というか軋轢のようなことが起きて来ることに接します。わたしはそれは、反差別というところのとらえ返しから、個別被差別の問題をとらえ返すと対立の構造は解決できることだと思っています（註2）。

(1) 「障害者運動」とフェミニズムの対立？

たとえば、フェミニズムの「生む——生まないは女が決める」というスローガンと、現実に「障害者」が生まれるまえに、胎児が「障害者」であると分かたら中絶されるという「対立問題」があります。実は、これはフェミニズムにおける人種・民族・階級・能力での分断の構造のひとつとしての障害問題なのです。

これは、反優生思想での「障害者」運動とフェミニズム運動の共闘や他の被差別事項からのフェミニストの提起や「障害者」フェミニストの提起として、総体的反差別というところからのとらえ返しでの解決の道筋が示されています。これは、生殖技術の「発展」というところでの「デザイン・ベビー」が何を意味しているのかというところからのとらえ返しも出ています。現実に進んできている、生む・育児というところでの分業から、生

むことが許されるひとと許されないひとたち、生殖技術的な分業（精子・卵子の選択、受精卵を定着させる「子宮」の選択）、また育てる親の選択ということが、殺伐とした社会になっていくのです。そういうところから反優生思想の運動展開として、対立の解決としてのスローガン「誰でも安心して産める環境作り・社会を！」ということが示されています。

(2)「市民運動」の中の障害差別問題

これは、例えば、フクシマ原発事故の後で、「放射線被曝で障害児が生まれる」という発言の中にも現れています。わたしは、このような発言は、現実的に「障害者」と接する機会が、分離教育の推進の中で奪われてきたことから起きている問題だととらえています。目の前に「障害者」がいて、そんな発言ができるひとは、差別主義者だけです（註3）。

さて、現実に運動の中で、反差別ということのとらえ返しが稀薄になっているのか、差別語が問題にされなくなってきました。勿論、放送禁止語とかということの学習のようなことはなされているのですが、そもそも反差別ということが思想として定着されないままに、トラブルを生まない対処法としての放送禁止語というようなところで流布していることがあるのです。また、かつて差別への糾弾闘争ということがあり、そのことの総括がきちんとなされないままに、さらに風化していったことがあります。これについては、最後に改めて書きます。

差別語を列記することで差別を広めていく恐れがあるので、余り書きたくないのですが、何のことも分からなくなるので、現実的な事例を書きます。たとえば、一連の政府批判の運動の中で、「アベの狂気から国民をすくえ」とかいうスローガンが出ていました。また、「狂っている」とか「バカ」とか「アホ」とかいう言葉が、一応反差別と言うことがあるらしいひとも使っている現実があります。これに対しては、1970年代に既に議論されました。「障害者を指す意味以外として使われているから、それは差別語ではない」という意見に、「決して「障害者」を指す語としての意味が消えているわけではなく、それを使うことによって相手を貶めることとして機能している限り「障害者」差別語である」という批判がなされていたのです。わたしは、「知的障害者」への分離教育や「精神障害者」への隔離政策が根強いことの相作的な・相乗的なことでの、差別語指摘がスルーされている、差別語使用があるのだと思っています。それはまた、運動当事者が開き直りの、あえて差別語を使っていることがあり、それが理解されないまま、当事者が使っているから使ってもいいんだというようになっていた事情もあるのだと思えます。これには、「開き直りに使っている」ということの意味を広めることが必要ですし、運動当事者でない被差別当事者を傷つけてしまうという現実も踏まえて、運動当事者が使用していくことを考えねばならないとも言えます。もうひとつの事情、それはそもそも社会変革志向のひとたちの中での差別問題への稀薄さがありました。そのことの総括の中で、1970年代から差別問題への取り組みが起こっていたのですが、結局きちんとした取り組みがなされなかったままで（註4）、そもそも「社会変革運動」自体が、ソ連邦や自称「社会主義国家」の崩壊の中で、マルクス葬送の波の中で、反差別ということも、総体的・相対的に風化していった歴史があり、差別という言葉自体を使うこと自体が抑え込まれる歴史さえ起きていたのです。

(3)情報保障の問題

もうひとつ、「市民運動」の中で70年代には始まっていた情報保障の問題が、少しずつ

でも進んで行く中で無限的に広がっていくかの思いがあったのに、遅々として進まず、ある面後退している現実さえ起きています。それはかつて三点セットとしてあった、点字資料、手話通訳、要約筆記保障が遅々として進まず、却って後退していった、あることはほとんどなくなっている現実があります。それは以下4点の背景があるのです。①無償のボランティア活動として始まったことが、有償化の中で、財源問題に突き当たり、後述(③)の金銭的保障問題に突き当たったこと、②かつて、情報保障の三点セットと言われていた、手話通訳、要約筆記、点字資料の内、後の二つが機器の発達の中で、一部のひとを脱け落としてですが、保障が進む中で、③障害概念がいまだにあいまいなままで、却って医学モデルにとらわれたままで、新自由主義的の自己責任論にも落とし込められ、分断される状況になり、きちんと要求がだされなくなっていること、④③にひきづられ、「かわいそうな人を助けてあげる」いうそれ自身が差別を固定化させる保守の差別的観念があるのに、現実にも力をもっている与党保守派を頼る中で、少しずつ積み上げていく運動という方針の下で、結局、情勢に左右される福祉の枠内に収められ、福祉の位置づけの変遷の中で、結局進まないか後退さえ起きる(註5)という事態に陥っていること。

わたしの「障害者」としての被差別体験

わたしの「吃音者」として被差別体験は、わたしがわたし自身の「吃音者宣言」を出してまもなく、子どものころを中心に書いた文があるのですが、青年期頃の体験を含みえていなかったもので、余りオープンにしていません。もうひとつ、学生運動——社会変革運動の中における自分の差別性の総括も含んだ被差別体験も、文書をほとんどオープンにしないままです。そのことをどうするのかということもありますが、ここでは、「市民運動の中の」「わたしの「障害者」としての被差別体験」として書き置きます。そもそもその場総体に、「吃音に対する否定性」を感じつつ、生きて言葉を発しているということでの(註6)、被差別がありますが、ここで書くのは、実際に言葉として発せられた被差別体験に限りません。

ひとつは、「障害児への体罰裁判」の「支援」(註7)で動いていたときに、「おかしな話し方しないで、普通にしゃべりなさいよ」と言われたことがあります。周りのひとが、「彼はいつもこういう話し方をしているのだよ」と反応してくれたし、わたし自身でわたし自身が「吃音者——言語障害者」と規定される存在だという話しをしました。「吃音者」は人口比1%と言われていたので、たいてい出会っているはずなのですが、出会っても分からないこともあって、単に知らないだけかと思っていたのですが、その後、そのひとが「支援で動いているのに批難されるとは思っていなかった」(註7)ということを知り、電車の中で原告にぶつけていたのです。その後、当時普通学校の中でも体罰事件が頻発していて、テレビで体罰問題を視聴者参加式で取り上げていました、その番組にその当のひとが参加していて、「おれのいうことを聴け」と大きな声で怒鳴って浮き上がっていました。「体罰」ということは暴力で、そのことを批判する運動のスタイルということが出てきます。そういうことがないと浮き上がります。単に「知識がない」だけだったのかとも思ったのですが、それだけでないそのひとの世界観・人生観のようなことから発していると感じてしまいました。

さて、障害問題やそれに関わる運動の場合、事務局などを担って深く関わるときには、

自分の「障害者」としての立場性を突き出して、ときには確認を取っても活動しているのですが、それでも、他の「障害者」から、「わたしはあなたを「障害者」とは認めない」とか「あなたのような「障害者」は他の「重度の障害者」を支えるべきだ」というような話しをされたことがあります（註8）。

マージナルパーソン問題

さて、一応「情報の問題」もあるので、指摘しておきます。わたしは「マージナルパーソン」という概念を使って、「軽度の」と規定される「障害者」が被る差別の問題を取り上げています。マージナルパーソンということばは、わたしが最初に実際に見たのは「マージナルマン」ということばです。フェミニズムからの提起で「マージナルパーソン」に変わっているのですが、それはアパルトヘイト下の南アフリカで、カラード（「白人」と「有色人種」の間に生まれたひと）と呼ばれるひとたちの中で起きている、心理的マージナリティをとりあげたデッキー＝クラーク『差別社会の前衛——マージナリティ理論の研究』新泉社1973の本でした。見た目「白人」と見えるカラードは、隔離の中で排除型の差別からパスすることができることがあります。ですが、それだから逆に自分の準拠枠なり見当識を「白人」の方に置き、別の言い方をすると自分の立ち位置を「白人」の方に置こうとする「心理的マージナリティ」に陥るのです。「マージナリティ」とは「境界性」とか「周辺性」・「周縁性」とか訳せるでしょうか？ 別の表現があります。それはイソップの哺乳類か鳥類か「どっちつかず」の立場で悩むこうもりの物語（註9）に似ています。これは医学モデル的に「重度」と規定される「障害者」が、開き直って「障害者宣言」をして「障害者」の立場を突き出し運動を展開していくことが見られるのに、「軽度」と規定される「障害者」は何とか差別をくぐり抜けようと、「障害」を無くそうとか軽減させようと努力したり（註10）、「健全者」幻想の社会に「社会参加」を果たそうと努力したりすることになります（註11）。

さて、実はこの文を書くきっかけになったのは、古くから反原発の理論家として活動していたひとが、なぜ、それを批判する必要があるのかそもそも分からないのですが（註12）、反環境破壊運動というところで起きているCO₂温暖化説を批判するのに、スウェーデンの反環境破壊活動家グreta・トゥーンベリさんを「おかしな子」と批判しているビデオを観たからです。グretaさんは自らを、「アスペルガーと規定される存在だ」と突き出しています。かの批判者はそれを知らないで批判しているのかともし思っていたら、自ら出した本の中で「アスペルガー」という名を出しています。さらに、そもそも「アスペルガー」（註13）ということに関する情報をもたないということも考えていたのですが、そもそも、ピタゴラスの提言「分からないことには沈黙しろ、・・・・・・」と提言しています。わたしはひととは必ずしも論理的に生きているわけではないと思っているので、それはそれとしても思いますし、そもそもそのひとが運動的などころで語っているわけでもないとも考えられるのですが、運動しているひとが、それを受け容れている事態に恐ろしさを感じるのです。

マージナルパーソン問題で、もう少し分かりやすい例を出すと、車いすの使用者に「自分の足で歩け」というようなことをいうひとはいません。言うひとは、おそらく「障害者」抹殺論者です。ファシズムに支配される社会にでもならないかぎり、そのひとの方が、批難されるでしょう？ でも、車いす使用者でも車いすの後ろに松葉杖など積んでいると、

「なぜ歩かないのとか」言われるようになります。「難聴者」が補聴器使用と口話で仕事をしていると、状況（環境・相手の音声の特質など）で聞き取れなくなったとき、「ちゃんと聴け」と個人の努力の問題にさせられたりします。マージナルパーソンとは、障害の医学モデルや個人モデルと言われていることで「個人の努力で障害を克服しよう」という型の差別を受けるひとたちのことを指します。そもそも歴史的に障害差別は医学モデルでなされてきたのですが（註14）、「軽度」といわれるひとの受ける抑圧型の差別は、決して「重度」と言われるひとよりも軽い差別ではなく、却って、自ら自己責任論などにとらわれ、時には自死とかに追いこまれていくことさえ起きますのです。

提起の仕方——「糾弾闘争」の現在的とらえ返し

さて、かつてわたしは差別的なことを感じると逐一それを批判していました。運動的には、差別糾弾闘争ということがあり、苛酷な差別状況下で実力闘争としても行われ、弾圧も受けてきました。誤解のないように書いておきますが、そもそも、糾弾闘争ということは教育的方法として行うという原則がありました。

これは「犯罪」を起こしたひとの自己批判としての反省ということに通じる事です。わたしは「犯罪の社会モデル」という考え方をしています。犯罪は（権力犯罪を除いて）社会にある差別の反作用として起きる、社会こそが裁かれねばならないということです（これは差別のない社会を作ろうということにもつながっていきます）。今、死刑制度ということがありますが、これは自己批判を中断させ、罪といわれることを精算・キャンセルしてしまう、とんでもないことだと思います。「すべての犯罪は革命的である」という突き出しをしたひとがいるのですが、これは間違いです。レイプということを想起すればはっきりします。差別に対する反作用が、差別をなくしていく意識的反作用ではなく、むしろ差別を積み重ねることになっているからです。

反差別ということは、反暴力主義となります。ですが、そもそも差別は暴力です。自然発生的に、その反作用として現実にその暴力を止めようとするところで、実力闘争を発動すると、そこで衝突が起き、自らの身を守るための行動をすると身体接触が起き、暴力的行為として処罰されることも起きます。非暴力という原則があっても、差別という暴力に怒りが抑えがたく、反作用的に暴力を行使してしまうことも起きてしまいます。例えば、農民に対する収奪の苛酷さの中で一揆が起きてくるのですが、その暴力性をどうして否定できるのかということがあります。ただ、誤解のないように書いておきますが、例えば、アメリカ占領下の沖縄で、米兵が事故や事件を起こしても、治外法権的に取り締まれないというところで暴動が起きたことがあるのですが（ゴザ暴動）、それも無制限な行動ではなく、アメリカ軍関係車両だけ、しかも道路の真ん中に移動させて放火するというような手法がとられました。自然発生的に起きた暴力行使をこれも自然発生的に制止するということがあったのです。糾弾闘争が自然発生的に暴力的に展開されたときも、暴力の行使の否定というところで自然発生的に暴力の行使を制止することも起きていました。

糾弾闘争が現実的に機能する、すなわち教育的意味における機能ということは、差別事件を起こした当人が、自らの差別性を克服したいというところで、糾弾闘争を依頼する——受け容れるというところでしか機能しません。現実にか何か強要されるような心性が働いたとしても、そこで、当人が変わろうという意志をもつところに踏み込める場合もありま

す。

「強要」というところには、差別はいけないんだという社会にある意識からの有形無形の圧力のようなことも含み得ます。

さて、今日的に、そもそも糾弾闘争の発動というようなことが表面的になくなり、「糾弾」という言葉自体が、ほとんど使われなくなってきました。①それは、暴力的なイメージが付きまどってきたからだということがひとつあります。②また、反差別の運動が反差別として言葉化してきちんと展開されにくくなっていて、差別への糾弾というスタイルをとりにくくなっていること、③中国の文化革命や連赤の自己批判要求「総括」ということが権力闘争の手段的・政治利用的に行われた歴史の総括の問題があり、④そもそも、左派（社会変革志向のひとたち）の中心であったマルクス派の唯物史観的な考えでは、差別的イデオロギーの土台というようなことをさしておいて、「差別＝差別意識」的誤った押さえ方で、変革を強要することへの批判（註15）、というようなことがあるからだと言えます。

さて、今日的に、現実的には、簡単な指摘・自己批判ということで解決できないとき、そして許せないという思いを抱えたときには、ほとんど裁判に訴えるということになります。しかし、日本には差別禁止法がないところで、刑事裁判ではことごとく敗訴します。そこで、損害賠償の慰謝料請求の民事裁判に訴えることになります。そこで、国を相手取った裁判以外は勝利を勝ち取ることも出ています。

これは、そもそも国という暴力装置も含んだ権力機構、すなわち差別の構造そのものに頼ることになり、差別の構造そのものを糾弾していくことにもなりません。国家犯罪と言うことはほとんど裁けなくなります。また勝訴したとしても、ほとんど慰謝料＝金の問題として収束させられて、差別的関係をなくしていくということではほとんど意味をなさない状況になっています。また、スラップ訴訟とか、権力側は負けても相手を弱らせるということで、違法な・差別的な手法がとられることがあって、これは被害者側が勝訴しても、金の問題では、税金という公的資金が使われ、民間訴訟でも個人負担でなく資本が払うとなり、何も痛くもかゆくもないということもあります。もちろん、勝訴判決は、いくぶん同じようなことでは同じような判決が出来る可能性があり、いくぶん差別を抑え込む働きはするのですが、差別意識は決してなくならない、なくなる方向へ進むのではなく、状況の変化の中で、ファシズムや戦争への突撃の中で、一挙に爆発的に増殖していくことになります。

では、どうするのか、わたしは、先に①から⑤としてあげた糾弾闘争の総括のようなことを押さえ、反差別運動ということをきちんと定立させることが問われ、国家権力や権力者側にいるひとたちへの糾弾闘争を、「復権」させることが必要なのだと思います。理論的な整理とともに。

（註）

1 「吃音者」団体で活動しているときに、コミュニケーション障害ということの共通性があり、将来一緒に活動していく必要性というためにコミュニケーションとるということで、手話を学び始めました。わたしは「言語障害者」なので、そもそも手話→音声言語という通訳が通訳の意味をほとんどなさないの、通訳者になる意志はありませんでした。また、青い芝の横田さんの「障害者は障害者の立場があいまいになるので、日常的な介助

の態勢に入るべきではない」という提言があり、そのことに共鳴していたので、なおさらでした。しかし、手話サークル活動にかなりのめり込みました。ですが、結局ろう者は、ほとんどろう者——聴者の二分法で、わたしを「障害者」の仲間としてはとらえてくれません。中にはそういう稀有なひとがいても、そのひとが働きかけている対象者が、そうでないと結局、運動的に関わりきれなくなるのです。横田さんの提言がまさに現実のものになっていくのです。また、聴者からも本文の中に書いたマージナルパーソンの性格から、「障害者」としてとらえられなくなるのです。

2 これはマルクス的な意味での物象化、社会的関係性を自然的関係性と取り違えるということから起きています。ですから、一度差別の構造というところへ下降し、個別差別の問題へ上向していく作業が必要になるのです。

3 そういう差別主義者の発言は、自分の利害をきちんととらえ返せば、そのような発言や思想が自分の首をしめることになるということが明らかになっていくはずなのです。現実には分からないまま生きて死んでいくひともし勿論いるのですが。

4 そもそもマルクス自体の差別性が言われてきました。ですが、晩期マルクスの「資本論草稿」の研究の中で、マルクスの共同体研究やアイルランド問題やパリ・コミューンでの論究などから、マルクスの晩期転換のようなことも語られてきています。

5 これは「障害者自立支援法」の成立下で、「応益負担」という意味不明の語（註16）の下で、それをきちんと批判できずに、都道府県から市区町村への保障主体の委譲という形式から、手話通訳者の身分保障や手話通訳者養成事業や手話通訳者の派遣・設置事業の萎縮が起きたことにきちんと対処できなかった問題があります。そもそも、差別の総体的とらえ返しがなされないままに、当事者利害というところに収束させられて、結局運動が進まないだけでなく、却って既得権さえ手放すという事態に陥っていくのです。そもそも過去の歴史や現状分析の深化をとらえ返すと、戦争できる国づくりが福祉の切り捨てに進んで行くことが明らかになっているのに、それを進める与党に頼るといことが何を意味しているのでしょうか？ 確かに現実的な短期的利害を求めていくということに落とし込まれるという構図があるにせよ、中長期的にそれでは却って不利益になっていく構図がそこにあるのです。

6 前号巻頭言に書いた「社会意識としての差別意識」ということです。

7 「支援」というのは、被害の当事者性があり、とりわけ裁判ではその当事者性を尊重するとか犯してはならないと特に問題になります。ですが、そもそもその裁判で、当事者はその問題の普遍的な解決ということでは、裁判を担うことで、「支援者」を逆に支援するひとなのです。

8 本文に書いた、横田さんの「障害者は障害者の立場があいまいになるので、日常的な介助の態勢に入るべきではない」という提言があります。

9 マージナルパーソンの例としてよく挙げられる「発達障害者」と規定されるひとで、「高森（こうもり）」というペンネームを使っているひとがいました。

10 多くは破綻します。例外的なことが、「成功例」として幻想をふりまくことになりません。ほとんど分からなくなったひとでも、なんらかのことをひきずっています。わたしの当事者性の「吃音」ということ言えば「吃音が治る」とかいうことは神話に近いことな

のです。そもそも努力でどうにかなることは「(言語) 障害」とは規定されないのです。

11 これは古くから言われている「自分が変わるのではなく、社会を変えよう」という提言として示されています。これがイギリス障害学の中で提起されている「障害の社会モデル」以前に日本の「障害者」の中で出されていた提言です。

12 どうも、原発か化石燃料かという二分法にとらわれているようなのです。自然エネルギー・再生エネルギーということが軸になっていくことなのに、これがまだ整理されていない側面があるということで、その途が開いていくことをとらえようとしていません。もちろん、CO₂ 説が誤りだという主張ならば、そこでの混乱を避けるということで批判をしていけばいい話ですが、まるで主要敵のような批判をすることは、逆に自らのやることも落としこめることになります。

13 「アスペルガー」は、よく整理されていない側面もあるのですが、役割期待——役割遂行というところで、非「アスペルガー」のひとたちとの「差異」とか示されています。その側面で、ひとことと言えば「忖度が苦手、しないひと」というようなこともできます。グレタさんは、むしろそれを逆手にとって、自分の特質として、大人たちに忖度しない批判を投げかけています。また、映画「レインマン」とかでもいろいろ取り上げられていますが、認識の仕方が、カメラで切り取ったように一瞬のうちに取り込み判断できるとか、「超能力者」のようにもとらえられたりします。著名な科学者で、「アスペルガーではなかったか」と後から言われるひともいるのです。そもそも、「アスペルガー」を含む「発達障害」概念が整理されていません。その整理されていない側面のひとつとして、わたしの当事者性の「吃音者」が「発達障害者」と認定されることも出ています。

14 医学モデル批判については、わたし（三村洋明）の出した本『反障害原論—障害問題の派パラダイム転換のために—』世界書院 2010 とその後の下記の論攷を参照ください。

[I-A. 『反障害原論』への補説的断章 | 反差別資料室 C \(\[hiro3ads6.wixsite.com\]\(http://hiro3ads6.wixsite.com\)\)](#)

15 そもそも糾弾闘争ということをきちんと展開し得れば、反差別の立場に立ちきるなかで、反差別運動の仲間を増やしていく、という意味ももっていて、単にイデオロギー闘争に収束させられることでもないのですが。

16 そもそも、「障害者福祉」は、法律用語を使うと「基本的人権保障がなされていない」という被害の問題であり、その被害を取り除くための保障を、「益を得る」ととらえる発想がおかしいのです。

(み)

(「反差別原論」への断章) (63) としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

◆「反障害通信 134 号」アップ(23/7/18)

◆メインの「反障害——反差別研究会」のホームページに不備・加筆することがあり、昨年かなり大幅な更新をしました。「今後の課題」など関心をもってもらえる方は、読んでもらえると幸いです。<http://www.taica.info/kaikadai2.pdf>

◆「反差別資料室 A」「反差別資料室 C」で見れなかったところをチェックして一部修正して再アップしました。今のところ、全部見れるようになっています。

◆「反差別資料室 C」の「文献室」も、新しい本の購入や読書に合わせて、3月の末に二年ぶりにリアップしました。

読書メモ

今回は、「廣松ノート」の続きです。この書は次々号「(七)」で終わります。

たわしの読書メモ・・ブログ 624 [廣松ノート (2)]

・廣松渉『世界の共同主観的存在構造』勁草書房 1972 (6)

断続的になっていますが、何とか続けています。

Ⅱ部に入っていて、「二 判断的基礎構造」です。

廣松さんは必ずしも体系的哲学を問題にしているわけではないのですが、カントとの対質というところにおいて、カントが三部作おける最後に判断論をおいたことを想起しています。廣松さんの体系的ともいえる論攷の『存在と意味』は廣松さんの病と死で未完のままになっているのですが、その論攷がどうなっていくのだろうということを、この「判断論」的論攷で一定予想できるのではないかとも思ったりしています。

この論攷は新カント派との対話が多く、その読み込みが必要になっているのですが、まだ果たせていない多くのことの一つになっています。廣松さんの論攷は、新カント派から離れた（新カント派も陥っていた近代知への呪縛から解き放とうという試み）、三項図式を超えることとしての四肢構造論的聯関というところでの展開になっているというところを押さえたところで、とりたてて新カント派まで遡らなかったのですが、函数的聯関というところのヒントをロツツェから得ているらしいことなど、学ぶことはあるともとは思っているのですが、そこまで踏み込むと、とても宿題が果たせなくなってしまいます。

早速本題に入ります。

今回分の目次です。本の目次には、項は載っていないのですが、起こしました。

Ⅱ

二 判断の認識論的基礎構造

第一節 判断論の心理学的諸相

- 1 表象結合説とその隘路
- 2 態度決定説とその懸案
- 3 二重作用説とその帰趨

第二節 判断論の意味論的諸相

- 1 自体存立説とその難点
- 2 意味成体説とその溝渠
- 3 二重対象説とその遺産

第三節 判断論の構造論的位相

- 1 判断過程の意味的成体

2 判断意識の共同主観性

3 判断の四肢的聯関構造

早速切り抜きメモに入ります。

II

二 判断の認識論的基礎構造

「判断は「思考の分子的単位」であり、論理学にとって基礎的な与件の一つである。判断の本質的構造が確定されないかぎり、学としての論理学は宙に浮いてしまう。／遺憾なことに、しかし、判断の本質的構造に関する定説らしきものはまだ存在しない。教科書のたぐいでは、判断の本質といった根本問題にはふれることなく、判断の「質」だ「量」だ「様相」だといった議論から始めて、せいぜい判断の種類を表示するに程度で済ませているものが少なくない。しかし、判断の本質をめぐっては、実は諸説紛々、定説がないどころか、まったくの袋小路に迷い込んでいるのが実状なのである。判断論がおちいつているこの閉塞状況は、しかも筆者のみるところ、単なる論理学の次元での一時的な蹉跌ではなく、近代的世界観、近代哲学の根本的「構え」そのものを超克しなければならない。端的に超克することなくしては打開できない正確のものである。という次第で、レディ・メイドな判断論とやらを盆に載せて「すすめる」ことなど、到底できない相談である。／筆者としては、それゆえ、次善の策をとり、判断の本質をめぐって論理学者・哲学者たちがどのように省察を深めてきたか、そしてどこでどう困難におちいつているかを——学史的な展開の順序に必ずしも拘泥することなく、やや強引な類型化を超克しなければならない。試みつつ——紹介していき、そのうえで問題を設定しなおすという仕方で議論を進めることにしたい。」205P

第一節 判断論の心理学的諸相

(この節の問題設定)「判断は、さしあたり、われわれにとって一種の心理学的現象として現前する。本節では、判断に関する心理学的アプローチの諸相を一瞥し、——先験心理学的な議論も含めて——広義の心理学主義的な判断論の限界を確認しておこう。」206P

1 表象結合説とその隘路

(この項の論点)「判断といえば、「主語で表わされるものと述語で表わされるものと結合である」というのが常識的な理解であろう。主語や述語で「表わされるもの」は、間接的には客観的実在と関わりをもつにしても——そしてここに判断の真理性＝客観妥当性の根拠があるにしても——さしあたっては、われわれの内なる観念、「意識内容」である、というのがまた“常識”になっている。この常識では、判断作用つまり判断における精神のはたらかは、主語表象と述語表象とを結合する機能にあり、その結果として生ずる判断成体は一種の結合表象である、ということになる／近代哲学における判断論は、決して、この“常識”的な思念をそのまま追認するものではない。ある意味では、近代哲学の判断論はこの思念の内面的批判であるということすらできるかもしれない。われわれとしては、しかし、まずは、この常識的思念の直接的延長線上にある判断論から一瞥していくことにしよう。」206-7P・・・フェノメナルな“常識”からはじめるということ

ロック カント ヘーゲル トレンデレンブルグ ヴント ジグワルト 207P

「この際問題なのは、結合か分離かということ自体ではない。分析は要素結合体を前提し、総合は分離的要素を前提する。そこで、分析に先立っての結合こそが判断だという所説と、結合体は前提的与件であって、その分析こそが判断だという所説に岐れるのである。概していえば、主語と述語との結合関係が本来的には対象そのものの実相であると考えられる立場では、それを分析的意識にもたらず作業として判断が存立すると主張し、主語と述語の結合と表わされる事態は本源的には対象そのものの実相とは言えないと考える立場では、当の結合関係＝総合的統一を成立せしめるもの、それが判断のはたらきにほかならないと主張する。／こうして、判断的結合（分離）の特質という問題は、実は、判断（意識内容）と対象（客観的存在）との関係をめぐる認識論的な問題を背景に秘めており、単なる内省心理学的な次元を超える問題なのである。」 208P

ユーバーヴェーク ヴント ジグワルト 208-9P

「表象結合が主観的必然性をもち、客観的妥当性の意識を伴うにしても——表象と対象とを区別し、判断主観にとっての直接的与件は表象（意識内容）であるという了解から出発する限り、——表象結合の在り方それ自体は、表象と対象との合致であっても、そしてそれが心理的には必然であっても、表象と対象（客観）との合致とはいえず、客観そのものとの合致という意味での客観妥当性を権利づけるものではない。ここに表象結合説の当面する隘路が存する。／なるほど、或る種の存在論的・認識論的な大前提を持ちこむことによって、結合説といえども判断の“客観的妥当性”を主張できないわけではない。（後にこの大前提に遡って、この説の向こうを論ずる予定であるが、さしあたってはここに余地が残されていることを認めておいてもよい）。だがしかし、そもそも判断とは果たして「表象結合」なのであるか？ 判断はその心理的一契機として表象結合を含むにしても、判断そのものは、“客観妥当性の意識を随伴せる表象結合”という以上のあるものではないのか？」 209-210P・・・「以上のあるもの」、三項図式批判

2 態度決定説とその懸案

（この項の要点）「判断の本質は、結合ではなくして、肯定・否定の態度決定にあるのではないか？ したがって、判断作用は、表象を結合する能力として考えられる限りでの知性というよりも、むしろ、意志のはたらきではないのか？ 意志が関わるのは、しかも意識内容としての観念ではなく、たとえ観念を介してであろうとも、対象そのものである。こうして、判断とは、対象そのものに関わる態度決定であるという理説が生ずる。」 210P

デカルト スピノザ ヒューム ブレンターノ 210-2P

「……………ブレンターノとしては、表象結合は斥けるけれども、「表象作用は……すべての心的活動の基礎である」ことを認め、判断の前提に表象作用を置き、この表象に基礎づけられた対象（存在）の肯定・否定と、真理（虚偽）としての承認・拒斥とを、彼は一体化して考えるのである。／ここにおいて問題が生ずる。判断はすべて存在判断に還元できるのか、判断は必ず表象作用を基礎にもつのか、この種の疑惑はひとまず措くとしても、①述語判断において「……に向かって肯定」「……から否定」される対象は何なのか？ それは直ちに主語対象ではなく、主語で表わされる対象と述語で表わされるものとの結合態のはずである。この結合体、つまり、肯定（承認）したり、否定（拒斥）したりされると

ころのもの、述語判断における判断的態度決定の与件は何であるのか？ この与件は、それ自身、表象作用の対象であるのか、それとも、当の結合態はさしあたっては、表象であるのか？ ②真または偽として承認・拒斥されるところのものは、直ちに対象的存在（非存在）であるのか？ つまり、真理・虚偽は、それ自身ひとつの对象的与件としての肯定・否定の対象であるのか、それとも、肯定・否定をまっしてはじめて真理性・虚偽性が成立するのか？ ブレンターノにあっては、①については不明瞭であり、②についても——真としての承認というとき、彼は「真理」自体をそのまま对象的与件として考えているわけではなく——やはり曖昧なままである。／残されたこの懸案をどう処理するかに応じて——論理的には四通りの組が可能であるが——実際問題としては、二極的な方向に判断論が岐れることになる。」 212-3P

3 二重作用説とその帰趨

(この項の要点)「判断的態度決定の直接的与件は、主語表象と述語表象との連結態——この意味で、一種の結合表象であるという考えが存立しうる。ここでは、もちろん、表象結合説そのものはもはや問題外であって、表象結合はたかだか判断的態度決定の与件たるにすぎず、判断の本質的契機は、あくまで、この与件（の真偽）に関する態度決定であると考えられる。」 213P

ロツェ ベルグマン ヴィンデルバント ジグワルト コーヘン リッケルト ラスク 213-7P

「われわれは、いまここで、リッケルトの先験的心理主義の破綻を追認する必要があるまい。われわれは、ブレンターノの判断論が残した懸案に応えるべき二途の一つ、すなわち判断の直接的対象を表象に即せしめる行き方の展相を一望することを通じて、それがリッケルトにおいて、すでに対極——すなわち「……に向かって承認」「……から拒斥」する与件を以って、表象結合体はおろか、「表象の対象」（実在）とすら端的に異質な、それ自体で存立する別種の（実在とは別の存在性格をもった）或るものとみなす判断論——に転化する変曲点までを辿りつけた。当の「判断の对象的与件」が意識一般との相関性を絶って端的に自存化されるとき、われわれはもう一つの途に就くことになる。」 217P

第二節 判断論の意味論的諸相

(この節の問題設定)「われわれは前節において、判断論の心理学的諸相を通観し、まずは、表象結合説とその隘路、態度決定説とその隘路を確認したうえで、その懸案に応ずべき一つの途たる二重作用説とその自己否定的な帰趨を一瞥しておいて。本節では、表象結合説の隘路を打開し、態度決定説の懸案に応ずるのみならず、判断論の新しい地平を拓こうと志向した「判断意味論」的理説の諸相を概観し、そのアポレティック（論難をとりあげて論理を組み立てる方法）を追認しておきたい。」 218P

1 自体存立説とその難点

(この項の要点)「判断における直接的な与件、すなわち、ブレンターノの用語を用いていえば「……に向かって承認」「……から拒斥」する対象を以って、客観的実在そのものではないが、しかし、客観的に存立する或るもの、しかも、肯定・否定の判断作用に先立って、それ自体が真理（虚偽）性をもった或るもの、このような自体的存立者であるとする理説が成立しうる。」 218P

ボルツァーノ トワルドウスキー マイノング 218-221P

「マイノングにおいて頂点に達した自体存立説は、この種の問題を残しているという以前に、より根底的な場面で、経験心理学主義的な判断論と同一構造の隘路に当面する。「客観的なもの」と「客観的実在そのもの」との関係如何という問題はここで問うべきではないにしても、「客観的もの」と判断主体ないし判断作用との関係については問い返すことが許されるであろう。自体存立説では「命題自体」「客観的なもの」等と呼ばれるところの判断対象が、判断作用の如何にかかわりなく、それ自身で真または偽という性質をおびて自存しており、それが模写される、ないしは、そのまま内在化するという仕方では捉えられずという立論になっているわけであるが、果たして真・偽ということが判断作用とは独立に自存するのであるか？ そして、それが、模写ないし内在化されるのであるか？ この大いなる疑惑は自体存立説そのものでは臆断的な前提たるにとどまっておき、権利づけられていない。この欠を埋めることが判断論にとって当面の課題となる。」 221P

2 意味成体説とその溝渠

(この項の要点)「能知(判断作用)と所知(判断与件)との相対的独立性を保証しつつ、しかも、両者が直接的に相即するというテーゼを立て、これに立脚することができれば、観念論的構成主義に傾斜することなく、しかも、自体存立説の難点を解消する途が拓けるはずである。この方向はマイノングがすでに指向していたともいえるが、しかしともあれ、彼の理説ではそれが成功裡に遂行されたとはいえない。この方向で判断論を構築するためには、意識そのものの在り方を厳密に把え返すことが必要であり、また、判断形象の意味論的構造について、「客体」が「客観的なもの」を「基礎づける」fundieren といった射程を超えて、意味の存在性格と内的構造を明確に規定する作業が必要であった。」 222P

フッサール J・S・ミル フレーゲ 222-5P

「こうして、フッサールの判断論は、判断意識の優れた記述的分析であり得ても、判断の真理性を権利づけることができず、しかも、また、「自然的態度」における判断事実についてはついに括弧に収められたままである。フッサールとしては、たとえ、「自然的態度」を学の射程外においたとしても、われわれの判断論においては、「純粹意識」の現象学的記述・分析は、日常的判断事実を究明するためのものであり、これとの接点がなければ、判断論としては無効である。フッサール自身「自然的態度」を誤謬として斥けたわけではなく、「括弧」に収めただけであり、純粹意識と日常的意識とをあらためて関係づける必要を否まないであろう。(「明証」をめぐる彼の自己矛盾的言動も、この文脈で把え返せばあながちに了解に難くない。)われわれとしてはフッサールの遺した積極的な契機を再評価しえんがためにも、ともあれ、あらためて、「自然的態度」における判断事実に戻らねばならない。」 225P

3 二重対象説とその遺産

(この項の要点)「自然的態度」における判断事実に戻るといっても、われわれはすでに、その幾つかの隘路をみておいた。さしあたり残されている可能な方途は、前節の末尾で二重作用説の帰趨として指摘しておいた先験論理主義的なアプローチである。」 226P

リッケルト ラスク バウフ 226-230P

「バウフにおいては、しかし、元来、自存的に存立するものとして立てられたロツェの

「妥当」を先験的主観と関係づけるにあたって、未決問題が残されたままであるといわざるをえない。ラスクの場合についても同断であって、判断の第一次的客観が、先験的主観の破砕ないし構成によって、いかにして成立するのか、また、この先験的主観と個々人の主観とがいかなる関係に立つのか——先験論理学の立場ではそもそも射程外にあるこの問題について、われわれとしては問い返す必要がある。／われわれとしては、しかしともあれ、ラスクやバウフによる判断対象の二重化によって、判断論、とりわけ、判断の真偽・妥当性をめぐる難題を打開する有力な拠点が構築されたことを認めることができる。この判断対象の二重化が判断主観の二重化を要請することもこれまた自然である。われわれは、これら二重の二重化を大いなる遺産として継承することができるであろう。／そのためには、しかし、その先験的心理主義 対 先験的論理主義の地平を超えるだけでなく、旧来の判断論が暗黙の前提としてきた近代認識論的な大前提、その地平そのものから脱却することが必要である。」 229-30P

第三節 判断論の構造論的位相

(この節の問題設定)「前二節を通じて、われわれは近代的判断論のアポレティックと遺産、したがってまた、懸案を通観してきた。この通観は、判断論史を遺漏なく概説しようと図ったものではなく、元来、われわれの限られた目的に応ずるものであって、検討に値する重要な理説や踏襲しうべき論点の若干をすら、後論との重複を慮って、敢えて圏外に打棄ててきた。関説した範囲でも、難点を指摘するに急であって、学ぶべき多くのものを敢えて等閑に付し、残された可能的開鑿口を確認したり、継承しうべき礎石を算定したりという詐欺要はおおむね割愛してきた。いまや、しかし、可及的にこれらの論点をも勘案しつつ、われわれの仕方の問題 *Problematik* を立て直さなければならない。」 230P

1 判断過程の意味的成体

(この項の要点)「われわれは第一節において心理主義的な判断論を一瞥した際、表象結合という心的過程が実際に生起するという思念を不問に付しておいた。しかし、判断においては、われわれの内なる観念、すなわち、意識内容としての「表象」どうしの結合（分離）などという過程が実際に生起するのであるか？ われわれはこれを問い返すことを通じて、心理主義的判断論が「表象結合」と呼ぶところのもの、論理主義的判断論が「命題自体」「客観的なもの」「判断の第一次的客観」等々と呼ぶところのものとの内面的な連関を討究し、かつは、このものの内的構造を分析しておかねばならない。」 230-1P

「判断の原基形態は、ジグワルトも指摘する通り、「命名判断」 *Benennungsurteil* であると考えられる。「これはペンである」「あれは本である」「彼は太郎である」等々。命名判断においては、「もの」と「名辞」とが“結合”される。この“結合”はいかなる性格のものであるか？ 生理・心理的次元でいえば、それは条件反射に照応するものというべきであろう。この際、「名辞」が一方的な条件刺戟なのではなく、「名辞」→「もの」、「もの」→「名辞」という双方向的な条件づけが成立することに留意しなければならないが、しかしともあれ、生理・心理的な事実としては、さしあたり——あくまでさしあたり——条件反応につきる。そして命名判断の真偽ないし正否は、当の与件を人々がそう呼ぶか呼ばぬかによってきまる。」 231P

「命名において「もの」と等値されるのは、いうまでもなく、名辞としての名辞そのもの

ではない。たとえば「これは犬である」という場合、「これ」ということで指示されているところの「もの」と、「イヌ」という名辞がラング的に表現するところのもの（意味）との同一性が措定される。すなわち、「これ」ということばで指示されている対象がそれとしてあるところのものと「犬」という名辞が表わすところのものとの同一性が措定される。言い換えれば、「このもの」と「犬」とが同じそれとして了解される、という構図になっている。事の眼目は、「このもの」と——犬という記号でラング的に表現されるところのそれとの同一性、前者を後者として意識することにある。」232P

ジグワルト ラッセル フレーゲ フッサール ストローソン 231-3P

「……このかぎりでは、文法形式上はともあれ、論理的には、真の主語（それはしばしば文面には現われない）は、つねに述語によって賓述される対象を指示するのであり、同一の名辞であっても、それが論理上の主語に立つ場合と論理上の述語に立つ場合とでは、意味機能が異なる。／名辞が主語に立つ場合に表わす意味と述語に立つ場合に表わす意味との相違は、フレーゲの Sinn（知覚）と表わされる Bedeutung（意味）との区別以来ラッセル、フッサール、ストローソンなど、多くの論者によって論ぜられているけれども、われわれとしては、主語において指示される意味の二義性（二肢的二重性）を押さえ、これら二義と述語で陳述される意味とをさらに区別する必要があると考える。」233P

「主語によって指示されるもの（指示的意味）は、第一次的には、この犬、あの犬というような特個的な対象である。ただし、特個的な対象といっても、それは必ずしもアリストテレスのいう「第一実体」とは限らないし、実存物であるとも限らない。この色、あの話にでてくる人魚というように、それは属性であることも、架空の対象であることもありうるが、われわれとしては、ともあれ、当の対象的与件が主語によって特個的に指示されているかぎりでは、それを概念の「第一次的外延」としての被示的意味と呼ぶことにしよう。」233-4P

「述語（論理上の述語、文法形式上は主語であってもよい）によって賓述されるもの（述定的意味）は、命名に即して上述したように、論理的にはさしあたり、“実体的同一性”をよってもって成立せしめる規定性の一総体であると考えられる。この同一性を成立せしめる所以の規定性は、それが「述定的意味」たる限りでは、実体化 *hypostasieren* されない。われわれとしては、主語対象が述語概念によってそれとして述定されるところのこの規定性の一総体を——その実体化された後述の在り方と区別して——概念の「内包」としての述定的意味と呼ぶことにしたい。」234P

「ところで、この述定によって媒介的に措定される主語対象性、たとえば「犬」、すなわち、その都度の状態やあれこれの個体差を通じて“実体的”ないし“本質的”に同一なものとして措定される「犬」は、もはやその都度の状態やあれこれの個体そのものとは別の或るもの *etwas Identisches* であり、第一次的外延の状態や個体が変易しても、それは依然として「犬」である。それどころか、第一次的外延は——黒板に描かれた三角形が「幾何学的三角形」の一範例、“肉化の場”であるのと同様に——媒介的に措定されたこの本質的に自己同一的なもの（「犬」）の一範例すぎず、いふなればそれが肉化する場にすぎないとみなされうる。このような経緯で、述定的意味が実体化され、第一次的外延はそのものとしてはむしろ偶有的とされてしまう。主語対象がこのようにして、その特個の規定性は偶有的

とみなされ、述定的意味の実体化されたものとして思念されるかぎり、主語によって指称されるこのものを、われわれは概念の「第二次的外延」としての被指的意思と呼ぶことにしよう。」 234P

「われわれは、こうして、名辞の「意味」を(1)第一次的外延としての被示の意味、(2)「内包」としての述定的意味、(3)第二次的外延としての被指的意思、以上の三つに区別する。(これら三者は、しかし、三つのものとして別々に自存するものではなく、判断における機能的・函数的聯関の構造的契機としてのみ、その限りにおいてのみ存立するものにすぎない。旧来の判断論においては、しかるに、これらの契機を実体的に自存化したり、それらの相互関係を誤って把えるところから、所々の悖理を生じてきた。以下の議論は、この間の事情の一端を併せて指摘するものとなろう。)」 234-5P

「……しかし、述定的意味(内包)も被指的意思(第二次的外延)も、それ自体を取り出して存在性格を問うてみると、物理的実在でも心理的実在でもなく、純粹数学の対象や価値対象性などとも同様な“理想的”idealな存在性格を呈し、心理的に実在的realな「意味内容」「表象」ではないことが明白になる。ここにおいて、——次々項で述べるある事情の介在にもまつものであるが——判断意味成体は物的存在でも心的表象でもなく、いわんや形而上学的存在でもない第三の領域に属する或るものとして自存化され、判断主体の判断作用から端的に独立な「客観的なもの」「事態」「判断の第一次的客観」等々が想定されることになる。」 235P

「判断意味成体は、しかし、名辞・命名という現実的な生理・心理的過程、条件反射過程に基礎をもつものであり、この過程なくしては成立しえない。換言すれば、言語過程をぬきにして自存するものではない。しかるに、旧来の論理学や認識論は——命題的表現という次元では判断と言語との関連性を勘案したにしても——判断意味成体の存立そのものにとって言語が構成的・本質的な契機であることを等閑に付してきた。「思惟過程、判断過程は、原理的には、言語以前のなものであり、まず判断がおこなわれ、しかるのちに、それが言語的表現にもたらされるのだ」というドグマ、判断そのものは言語なしにおこなわれうるのだというドグマ、これが近代認識論の前提的な了解をなしてきた。……われわれは、単純同定や再認の次元と判断との関係づけは暫く措いて、いまや旧来のドグマを対自的に斥け、言語とその意味機能が判断の構成的・本質的な契機であることを明確に措定しなければならない。けだし、旧来の判断論において、述定的判断の直接的与件として二極的な形態で誤想されてきたところのもの(すなわち、心理的な「表象結合態」および、命題自体流の「自存的事態」)、その真実態は二重的命名において存立する二肢的な構造的意味成体にほかならば、判断論の“アポリア”を解く鍵鑰もまたそこに存する所以である。／判断は、しかし、単なる意味成体の現前ではない。いわんや、構造的意味成体そのものは判断としての判断ではない。いまや、判断の主體的契機をも射程に収めつつ、討究の歩を進めなければならない。」 236P

2 判断意識の共同主観性

(この項の要点)「前項では、判断成体の成立条件をなす判断活動を、便宜上、単なる命名に類するものとして扱ったのであったが、判断はもとより単なる命名的結合以上のものである。旧来の判断論において、「客観的妥当性の意識」「真偽価値に対する肯定的・否定的な

態度決定」等々という形で論考されてきた所以のものもそこに存する。ここでは議論の手掛りとして、旧来の判断論が「客観的妥当性の意識」等々と呼んでいる意識事態に眼を向けることから始めよう。」 236-7P

「判断の本質的な一契機といわれる客観的妥当性の意識なるものについて、常識的な思念は次のように“説明”するかもしれない。たとえば「この箱の中には赤い球が千個はいつている」と判断する場合、判断にともなう客観妥当性の意識というのは、実際に箱を開けてみれば赤い球が見え、それを数えあげれば千個のはずだという確信、感性的知覚によって“検証”できるという副判断的意識にほかならない、云々。——現に、素朴実証主義の“検証理論”のごときは、この種の“知性と感性の一致”を以って“意識内容と客観自体との一致”と二重写しにし、これを以って、客観的妥当性とみなしている——。しかしながら、たとえば、「三角形の内角の和は二直角である」と判断するような場合はどうであろうか？ 人びとは、紙上の図形ではそうはならないこと、感性的知覚では検証できないことを知っている。それでも、常識的な思念にあっては、箱の中の球と同じような仕掛けで“検証”できるというような信念が無意識のうちに秘められているのであろうか？ フッサールが意味充実作用を云々し、本質直感という高次の直感による充実を説くとき、卑俗にいつてしまえば、彼は右のごとき思念を“哲学的に”理念化しているということもできる。」 237P

「……そもそも、客観的妥当性の存否が強く意識されるのは——“検証”に先立ってではなく——箱を開いて現に赤いことを見ている場合である。説明さるべき客観的妥当性の意識というのは、むしろこの検証的場面における意識事態なのである。」 237-8P

「そこで、判断意識にみられる一般的なある心態、「決定感情」を、論者たちは判断的結合の必然性であるとか、真偽の価値評価の当為的必然性であるとかいう仕方では捉えようとする。判断は事実的必然性をもたぬにしても、規範的被拘束性の意識を伴うということ、この当為的必然性という意識という点で、道徳的価値判断と共通性があることは、心理的な一事実であるといえよう。それでは、この規範的被拘束性、当為の意識とは何であるのか？ 一見したところ、それは人間の内奥に発するもの、ないしは、超越的な規範意識の命令・禁止に発するものであるかのように思念さされるが、デュルケーム学派を援用するまでもなく、規範的被拘束性は人びとの相互主観的（間主体的）な規制（「サンクション」のルビ）の屈折した投影である。判断的態度決定の当為的必然性なるものは、結局のところ、共同主観的な一事象なのである。／ここでは、しかし、判断の当為的必然性、——このことを介しての他人に対する普遍的な妥当性ひいては客観的な妥当性の意識——そのことの間主体的な存在根拠と機制に立ち入ることは割愛して、別の視角から同一の帰結を導いておこう。」 238P

「端的にいつて、箱を開いて眼前に提示された球が赤いということ、これの客観的妥当性の意識というのは、当の与件（被示の意味対象）を「赤い」と命名することの共同主観的妥当性、「人びと」もそれを「赤い」と命名するということの信憑ではないのか？ リンゴは果物である、トマトは野菜である、という判断の伴う确实性の意識、これが命名の共同主観性の信念と同値であることは見易いところであろう。三角形の内角の和が二直角であるという判断の信憑も、これまた理念化された共同主観的妥当性の意識と同値である。結

論的にいえば、判断的態度決定に伴うかの意識は、分析すれば結局のところ、当の決定の共同主観的妥当性の意識にほかならない。」 238-9P

「この間の事情を知るためには、われわれは判断的意味成体の二重的（多重的）帰属性という内省的事実に向向しなければならぬ。われわれは前節において、判断的意味成体の成立と存立にとって、言語が本質的・構成的な一契機であることを論じておいたが、判断という営為は、発生的にも論理的にも、言語的交通によって被媒介的に存立するものであること、それは本源的に「内なる対話」であることを対自的に把握する必要がある。」 239P

「……この二重的帰属、ひいては多重的帰属は、言語的交通における一般的な構造的な事実であり、「私」には、特定の他人の判断内実が帰属しうるだけでなく、不特定の他人の判断内実が帰属しうる。現に「私の知識」と呼ばれるものの圧倒的大部分は、私の直接的な体験から生じたものではなく、他者の判断意味成体の分有からなっている。」 239P

「判断主体に即して把握直せば、判断的意味成体の二重的帰属という事態は、判断主体が誰かとしての誰という自己分裂的自己統一とも呼ぶべき二肢的二重性において存立することを意味する。しかも、知識内容の共同主観化、命名活動の共同主観化、ひいては発想法の共同主観化とパラレルに、いふなれば、「我々としての我」とでもいうべき主体へと個々の「私」が自己形成をとげていく、その結果、「私」が判断するといっても、一般には、それは私としての私に特有な判断というよりも、我々としての私の判断、というべきものであり、しかも、この「我々」たるや、特定の我々ではなく、それ自身としては男でも女でも、老人でも青年でもない理念化された「我々」、——それ自身を取り出して存在性格を問題にするとき幾何学的三角形などと同様なイデアールな存在性格もった——共同主観的・共通主観的な判断主観一般とでもいうべきものになっている。この意味において、個々の「私」は判断するその都度、いふなれば共同主観的＝認識論的主観の視角を即自的・無意識的に僭称しつつ裁可するわけであるが、この“僭称”は「我々としての我」が歴史的・社会的に近似值的形成されているそのかぎり、現実的な根拠をもっている。／判断活動が、こうして、一般的・即自的にもつ共同主観性、それが半ば対自化されたものが——ここでとりあえず断定的にしておく——当為必然性の意識に照応する普遍妥当性の意識、ひいては「客観妥当性の意識」にほかならない。」 239-40P

3 判断の四肢的聯関構造

(この項の問題設定)「われわれは前二項を通じて、判断成体の意味構造と判断主体の共同主観性を切離したかたちで論じたのであったが、判断は実は二重の二肢の四肢的構造聯関として存立する。本項では判断の真・偽の問題をも射程に収め、前項での短絡的な議論を可及的に補いつつ、判断の本質的構造を対自化することにしよう。」 240P

「判断意味成体が成立するためには、前々項でみたように、述定的意味の媒介にまたねばならない。ところで、この述定的意味というものは、前々項でふれなかったけれども、本源的に共同主観的な意味形象である。一私人が一群の事物を勝手にある名辞で呼んでみたところで、“類・種的な同一性”が措定されたことにはならない。なるほど、学者が新しい命名を試みるような場合、一私人の営為によって類・種的な同一性が措定されるかのようにみえるかもしれないが、それは既成の意味体系をまっぴらしてはじめて可能なのであり、原理的には共同主観的な協働的営為である。」 240-1P

「こうして、判断意味成体は共同主観化しているある主体への帰属を離れて自存するものではない。しかし、「命題自体」の自存という理説が生ずる所以でもあるが、日常的意識においては、判断的意味成体は、一方では誰かれの別なく人びとに帰属しうると同時に、他方では特定の誰かれがそれを斥けても依然として存立する（と意識される）ため、あたかも、判断意味成体が自存するかのよう思念される。判断意味成体の「私」への帰属意識は、一般には欠落している。」 241P

「判断としての判断は、この帰属意識の対自化を必要条件とするが、この対自化が直ちに判断であるわけではない。所与の判断的意味成体が、特定の他人（を観念的に扮技しているかぎりでの私）に帰属するものとしていわゆる“世人の考え”として対自化される場合、この対自化それ自体は判断ではない。帰属の対自化には、また、マイノングのいう「仮定」の対自化に照応する場合、すなわち、扮技されている帰属者が積極的に欠如していることが対自化されるケースも存在する。判断的意味成体が私としての私に帰属するものとして対自化される場合ですら、直ちに「私の判断」とはいえない。というのは、そこには私の単なる私念 *Meinung* にすぎないことの自覚化というケースが含まれるからである。それでは、私念と判断とはいかに岐れるか？ これを規定することがとりも直さず判断を積極的に対自化する所以となる。」 241-2P

「ここでは、判断の様相的区別はおろか、量的区別（これは「第一次的外延」と「第二次的外延」とに即して新規の解析を必要とする）にも立ち入る余裕を欠くが、判断の質（肯定・否定）について予備的に一言しておこう。判断的意味成体は、発生的には否定的であっても今日の妥当意識においては肯定的になっている場合（文法的に表現すれば否定形であっても実質的には肯定の場合）やその逆の場合があり、しかも、階型的な多重構造を形成しているけれども、原基的には、積極的な命名の形での意味成体が共同主観的に打倒するか、妥当しないかによって岐れる。しかし、現実の判断過程においては、一般に、判断意味成体がすでに肯定・否定の質的規定性を帯びており、これの帰属性の対自的決定が問題になる。」 242P

「さて、単なる私念は、当の判断的意味成体が私としての「私」——といっても、この「私」はメタ・レベルで省察すれば「我々としての私」であることを即自的に僭称するものであるが——に帰属するものであるにすぎないのに対して、判断としての判断にあっては、当の判断的意味成体が「我々としての私」に帰属することが対自化される。この事態を構造的契機に分析すれば、私に属する判断成体が同時に「我々」ないし「人びと」に帰属するものとして提有されているわけである。この「我々」ないし「人びと」は前述の通り、決して現実の誰かれではない。現に、学者が新説を発表するような場合、彼はそれが現実の他の人びとには帰属しないことを知りつつも、当の判断成体が単なる私念ではなく、普遍妥当的であることを信じているのであって、いうところの「我々」は、前項で指摘した意味でのイデアールな——規範的価値性を帯びた——主体性である。」 242P

「判断意識において判断主観が即自的に自己をそれとして僭称しているところのイデアールな主観性、判断意識において即自的に提有されているこの構造的契機——それはちょうど、言語学が言語の構造的分析において、*ideal speaker-listener* という理念化されたラング主体を不可欠な構造的継起として見出すのと類比的であるが——われわれは、それが

言語的交通を媒介とする判断の共同主観性の体験に基礎をもち、この体験の構造的契機を理想化 *idealisieren* したものであるかぎり、このイデアールな判断主体を「判断主観一般」と名づけ、判断意識の構造的分析の虚焦点 *focus imaginarius* 的な記述概念として用いる。」

242-3P

「要言すれば、判断意味成体、すなわち、論理上の主語によって指示される外延的对象を論理上の述語によって述定される或るもの *etwas Anderes*、述定的意味として二肢的構造成体として措定することにおいて存立する意味成体は、われわれの見地からすれば *für uns* つねに誰かとして二肢的な自己分裂的自己統一の相にある主体に帰属するが、当の判断的意味成体の帰属する主体がその折りの自己を判断主観一般として融即的に対自化したもの、意味成体に向妥当的なこの対自的意識事態が判断である。」 243P

「われわれは、判断をこのように共同主観的意味成体による意識の被媒介的存立構造の対自化に即して把えるものであるが、以上の議論では判断意識の基礎的構造を一通り分析したにとどまり、——判断の量、様相、種類、等々に関する具体的な問題に立ち入っていないというだけでなく——この判断意識において提有されている事態、わけても共同主観性の要求性が、認識論的・存在論的にいかに権利づけられうるかという根底的な問題を残している。これは、しかし、弁証法の地平そのものにかかわる根源的な問題でもあり、別途の論稿に譲らねばならない。」 244P

(編集後記)

◆月二の二回目です。もう八月分まで、草稿を書き上げているので、編集の作業を残すだけ、次回は八月三日です。その号はそもそもオープンにするか迷っています。とにかく、文自体は完成させます。

◆巻頭言は、以前「社会変革への途」の一部として、というより前提的作業として、「個的総括」のようなことを書き始めていたのですが、その一部となる、自らの当事者性の「吃音者」の団体を飛び出しての活動の総括のようなこと。とりわけ、反差別ということでの糾弾闘争が風化している現状のとらえ返しです。何かまとまりのない文になっていますが、「反暴力主義と非暴力主義の弁証法」が、まだわたしの中で煮詰め切れていないことから規定されていることです。

◆読書メモは、廣松さんの『世界の共同主観的存在構造』の最後からひとつ前まで行きました。もう最後の回は書き上げていて、次々回に掲載します。で、この編集をしながら、前回の「編集後記」で取り上げていた齋藤幸平さんの三冊目（発刊は最初）—齋藤幸平『大洪水の前に マルクスと惑星の物質代謝』KADOKAWA（角川文庫ソフィア）2022の読書メモを書いていた。齋藤さんは、マルクスの『資本論』草稿や抜粋ノートなどを読み込んでいて、わたしも注目しています。マルクスとエンゲルスの乖離のようなこと、とても刺激的で、共鳴しているのですが、廣松さんの「疎外論から物象化論へ」という論攷の批判をしています。どうも、廣松さんを読み違えて、マルクスの押さえも外しているようです。これの読書メモは、4回くらい後の号に書きます。

◆前回の、「インターネットへの投稿」の続きです。先日、TBSの「報道特集」でLGB

TQ+の問題を取り上げていました。アメリカでLGBTQ+関係の法律ができたことへの反動的動きが出ていて、それが逆にせつかく出来た法律を打ち消す、というよりまさに差別法律を作る動きにもなっているとのこと。それが、共和党の政争の具にもなっているとのこと。そういう中で、自死者も出ていて、そのお母さんがテレビに出て、告発していました。日本でも、新しく作った法律は「理解増進法」ではなくて、まさに「差別法」にしてしまいました。風呂とかトイレの話をしていることで、わたしは関東大震災の時の朝鮮人虐殺のことを想起していました。まさに流言飛語の類いなのです。そんなことを考えていたら、日本でも自死者がでました。おかしい法律を流言飛語の中で作ったことで、SNSなどでのパッシングが起きています。

流言飛語の類いを流しているひとたち、自分たちの発言がいかに関与者のひとたちを傷つけているかに、気が付かないのでしょうか？ 怒りを禁じ得ません。

◆マイナカードの健康保険証への紐付け問題、混迷を極めています。それにしても、この行き当たりばったりの岸田政治はいつまで続くのでしょうか？

反障害—反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出ししていく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの無い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのことともとらえ返しながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

E メール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>
反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>
ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>
反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>